

2022年4月20日

購入先各位

パナソニックオペレーショナルエクセレンス社
品質・環境本部
グローバル調達本部

米国 TSCA(有害物質規制法)におけるPBT物質の禁止規則へのご対応お願い
(2021年3月31日、11月5日発信内容からの更新)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2021年1月6日、米国TSCA(有害物質規制法)において、PBT(難分解性・生物蓄積性・毒性)5物質(decaBDE, PIP(3:1)*, 2,4,6-TTBT, PCTP, HCBd)、及びそれらを含む部品・製品を禁止する規則が公布されました。

本規制の対象5物質のうち、PIP(3:1)は電気電子機器のPVC(ポリ塩化ビニル樹脂)製のケーブルなどに、難燃性可塑剤として広く用いられている物質です。

米国環境保護局(EPA)はPIP(3:1)の禁止施行日をこれまで2度延期し、再検討していましたが、2022年3月8日付で、禁止開始日を2024年11月1日とすることを最終決定しました。

禁止日は延期されましたが、PIP(3:1)の代替完了に向け、購入先様におかれましては、引き続き、次頁の記載事項に基づいてご対応頂きますよう、改めてお願いいたします。

なおPIP(3:1)以外のPBT4物質については、decaBDEはランク指針ですでに禁止しており、残りの3物質は電気電子機器への含有リスクが極めて小さいと判断しております。

*PIP(3:1) リン酸トリス(イソプロピルフェニル) CAS RN® 68937-41-7

敬具

記

購入先様へのお願い

(1) PIP(3:1)の含有を把握されている部品・製品がございましたら、ご連絡をお願いします。

(2) PIP(3:1)を含有する可能性のある部品・製品を納入されていることを、弊社で把握できている購入先様へは、個別に弊社から PIP(3:1)含有情報(chemSHERPA データなど)・不使用保証書のご提出、及び代替部品供給のご相談をさせて頂く可能性がありますので、その際にご対応の程よろしくお願いたします。

なお PIP(3:1)は難燃性可塑剤として、以下の樹脂部品・製品に使用されている可能性があります。

・PVC 樹脂： ハーネス、電線、ケーブル、電子部品のカバー(ヒューズカバー、ソケットなど)

・ウレタン樹脂： 電磁波吸収シート

・その他の樹脂： 接着剤、接着テープ、グリース

(注)「接着剤及び封止剤」用途は 2025 年 1 月 7 日から規制開始、「潤滑油及びグリース」用途、及び「自動車※および航空宇宙機のための新規部品及び交換部品」用途は規制の対象外ですが、本規則の他の要求事項(「記録の保持」、及び「下流への通知要求」)に対応するために、PIP(3:1)含有情報の提供のご相談をさせて頂く可能性がありますので、その際にご対応の程よろしくお願いたします。

※EPA は一般に、「自動車」という用語を、自動車、トラック、オートバイ、ボート、ならびに建設機械、農業機械および産業機械などの機械的動力によって推進または牽引される輸送車両を意味すると解釈している。(2022 年 3 月 8 日発行の最終規則官報より抜粋)

(3) 弊社では、本規制を含めた最近の国内外の化学物質規制動向を反映した「化学物質管理ランク指針(製品版)」の Ver.13 を既に発行・施行しており、PIP(3:1)は禁止物質レベル 2(規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない物質)として収載しております。

今後、遅くとも PIP(3:1)の禁止施行日の 1 年前(2023 年 10 月 31 日)までに、PIP(3:1)を禁止物質レベル 1(即時に使用を中止しなければならない物質)として収載する予定です。

[ご参考:これまでの経緯(2022 年 3 月 31 日時点)]

●2021 年 1 月 6 日規則公布： ⇒PIP(3:1)を 2021 年 3 月 8 日から禁止

●2021 年 3 月 8 日緩和策発表： ⇒PIP(3:1)禁止の施行を 2021 年 9 月 4 日まで延期

・当初 PIP(3:1)含有成形品は、2021 年 3 月 9 日から米国内での商業的流通が禁止される予定でしたが、電機業界を含む産業界を通じたロビー活動の結果もあり、2021 年 3 月 8 日米国環境保護局(EPA)は、施行を 180 日(2021 年 9 月 4 日まで)停止し、他の 4 物質も含めて 2021 年 5 月 17 日まで意見を募ったうえで施行日を見直す措置を発表

・これに対して弊社は、早ければ 2021 年 9 月 4 日から施行されるリスクを鑑み、2021 年 3 月 31 日付で、PIP(3:1)の代替化に着手することを決定し、購入先様へは代替のご協力のお願いを要請

●2021 年 9 月 3 日改定規則公布： ⇒PIP(3:1)禁止を 2022 年 3 月 8 日まで延期

・EPA は 2021 年 9 月 3 日、PIP(3:1)含有成形品の米国内での商業的流通禁止施行日を 2022 年

3月8日まで延長し、意見を募ったうえで、改めて施行日を決定する措置を発表

・これに対して弊社は、早ければ2022年3月8日から施行されるリスクを鑑み、2021年11月5日付で、購入先様へ引き続きの代替のご協力をお願い

●2022年3月8日最終規則公布：⇒PIP(3:1)禁止開始を2024年11月1日に最終決定

・EPAは2021年10月6日、PIP(3:1)含有成形品の米国内での商業的流通禁止施行日を2024年10月31日までさらに延長し、意見を募ったうえで、施行日を決定する措置を提案し、この措置を2022年3月8日に最終決定

以上